

千葉県結核・感染症発生動向調査検討会議設置要綱

(趣旨)

第1条 千葉県結核・感染症発生動向調査事業実施要綱に基づき実施する事業の適正かつ円滑な運用を図るため、千葉県結核・感染症発生動向調査検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について検討及び協議を行う。

- (1) 収集・分析された患者情報、病原体情報及び疑似症情報の解析及び評価に関すること
- (2) その他結核・感染症発生動向調査事業の実施に関し必要な事項

(構成員)

第3条 会議の構成員は、次の各号に掲げるものをもって充てる。

- (1) 市医師会の代表者
 - (2) 学識経験を有する者
 - (3) 関係行政機関の職員
- 2 その他、協議事項に応じて意見を聴取するために構成員以外の者を出席させることができる。

(会議)

第4条 会議は、必要に応じ開催する。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、保健福祉局医療衛生部健康危機管理課において処理する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年8月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。